

社会福祉法人 恵徳会 常務理事会規程

理事会は、定款第17条2の規定に基づき常務理事会規定を次のように定める。

(構成)

第1条 常務理事会は、理事長と常務理事をもって構成する。

(招集及び議長)

第2条 原則として、常務理事会は理事長がこれを招集する。

議長は、常務理事会内での互選とする。

(権能)

第3条 常務理事会は、次のことを協議ないし審議することができる。

(1) 理事会又は評議員会に付議すべき事項を決定する。

(2) 法人の業務執行に於ける課題や問題点を協議する。

(定足数)

第4条 構成員2名以上の出席がなければ常務理事会を開き決議することができない。

(議決)

第5条 議案の可否は全会一致をもって決する。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

本規程は、平成29年5月15日から施行する。